

【動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請手続きについて】

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間：平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兼営事業の種類は、「動物用医薬品卸売販売業」等、<u>薬事関連業務を記載</u>し、兼業がない場合は「無し」と記載 ○ 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載
<input type="checkbox"/> 営業所所在地の略図	○ 営業所の場所を赤枠等で明確にしてください
<input type="checkbox"/> 営業所の平面図	○ 動物用高度管理医療機器等の配置場所を赤枠等で明確に
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の資格を証する書類	<p>下記のいずれかを提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機器等の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事したことを証する使用者の証明書 ○ 医療機器製造業または修理業の責任技術者講習会の修了証(*) ○ 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師等の免許証(*) <p>(*)については原本を確認します</p> <p>※上記以外でも、管理者の資格となりうるかについては、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください</p>
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の雇用証明書	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	○ 法人の場合提出してください (発行日から6ヶ月以内のもの)
<input type="checkbox"/> 組織規定(図)又は業務分掌表等	○ 業務を行う役員の範囲を赤枠等で明確にしてください

手数料：29,200円(鹿児島県収入証紙)

※鹿児島県収入証紙の販売場所については、県のホームページ等でご確認ください。

※受付、書類審査後に、日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入審査をおこないます。

※不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

